

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

規 則

- 建築基準法施行細則の一部を改正する規則……………（建築指導課） 53
○北海道建設工事執行規則の一部を改正する規則……………（財務指導課） 53

告 示

- 危険薬物の指定の解除……………（医務薬務課） 54
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課） 54
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課） 54
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課） 55
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課） 55
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課） 55
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課） 56
○道路の区域の変更及び供用の開始……………（維持管理防災課） 56
○土砂災害警戒区域の指定……………（維持管理防災課） 57
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（維持管理防災課） 57
○都市計画事業の事業計画の変更の認可……………（都市環境課） 62
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正……………（調達課） 62

総合振興局告示及び振興局告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 62

道教育庁教育局告示

- 特定調達契約に係る資格に関する公示…………… 63
○特定調達契約に係る入札の公告…………… 64

道監査委員公表

- 監査公表第4号…………… 65

道公安委員会規則

- 北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則…………… 65
○道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則…………… 65

道警察本部告示

- 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正…………… 66
○特定任意高齢者講習等実施規程等の一部を改正する規程…………… 67

規 則

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年3月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第4号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和48年北海道規則第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、政令第81条第2項第2号イに定める構造計算を行った建築物の計画に係る確認及び審査は、この限りでない。

第4条第1項第3号中「5,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に改める。

第6条第4号中「第48条第14項」を「第48条第15項」に改める。

第10条第3項中「若しくは第13項ただし書」を「、第13項ただし書若しくは第14項ただし書」に改める。

第15条第2項の表備考を削る。

第19条第1項第4号中「又は第13項ただし書」を「、第13項ただし書又は第14項ただし書」に改める。

第19条の2第1項中「若しくは第13項ただし書」を「、第13項ただし書若しくは第14項ただし書」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の建築基準法施行細則の規定によりされている申請その他の行為でこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）において当該行為に係る事務を行うべき者が異なることとなるものの処理については、この規則による改正後の建築基準法施行細則（以下「改正後の規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 改正後の規則第15条第2項の規定は、施行日以後に報告の時期が到来する建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第1項又は第3項の規定による報告について適用する。

北海道建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第5号 北海道建設工事執行規則の一部を改正する規則 北海道建設工事執行規則（昭和39年北海道規則第60号）の一部を次のように改正する。 第10条中「別記の」を「別に定める」に改める。 第16条中「（必要がある場合は、工事工程表及び請負代金内訳書）」を「及び請負代金内訳書」に改める。 別記を削る。 附 則 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。 2 この規則による改正後の北海道建設工事執行規則第10条及び第16条の規定は、この規則の施行の日以後において行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前において行われた契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。	土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。 その関係書類は、平成30年3月20日から20日間、一般の縦覧に供する。 平成30年3月16日 北海道知事 高 橋 はるみ 地 区 名 事 業 の 種 類 縦 覧 場 所 勇 足 農業用排水施設、暗渠排水、区画整理、除^{きよ}礫 北海道十勝総合振興局 音更東高台 客土、暗渠排水、区画整理、除礫 同 帯 広 草地整備〔公共牧場中核型〕（区画整理） 同 北海道告示第206号 農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。 平成30年3月16日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 保安林予定森林の所在場所 日高郡新ひだか町三石西蓬萊77地先・153の1地先 （以上2筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。） (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 2(1) 保安林予定森林の所在場所 礼文郡礼文町大字香深村字モチ84地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、奥尻郡奥尻町字奥尻531の1・534の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、535 (2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
---	--

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第207号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成30年 3月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 解除予定保安林の所在場所 美唄市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 解除の理由 農道用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所 美唄市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 解除の理由 用排水路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び美唄市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第208号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成30年 3月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 虻田郡洞爺湖町・日高郡新ひだか町・野付郡別海町（以上3町について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

洞爺湖町・新ひだか町・別海町（以上3町について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 野付郡別海町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 網走郡大空町・沙流郡日高町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

日高町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局及び振興局の産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第209号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年 3月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 虻田郡豊浦町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び豊浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第210号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成30年3月16日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 芦別市・雨竜郡北竜町・利尻郡利尻富士町（以上1市2町国有林。次の図に示す部分に限る。）、芦別市・樺戸郡新十津川町・北竜町・中川郡幕別町・足寄郡足寄町・陸別町（以上1市5町について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 足寄郡陸別町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 利尻郡利尻町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 雪崩の危険の防止
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに芦別市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第211号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道十勝総合振興局帯広建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成30年3月16日

北海道知事 高橋 はるみ

1	道路の種類	道道					
2	路線名	清水大樹線					
3	道路の区域						
	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間	
	上川郡清水町字御影本通5丁目9番15地先（一般国道38号交点）から		前	11.51mから26.69mまで	3,107.22m	一般国道38号重複 L=14.28m	
	同郡清水町字御影南5線53番17地先まで		後	11.51mから26.69mまで	3,107.22m	一般国道38号重複 L=14.28m	

北海道告示第212号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年3月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
新海沢川（Ⅰ－52－0230）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
苫前郡羽幌町大字焼尻字豊崎（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
西2号沢川（Ⅱ－52－0270）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
苫前郡羽幌町大字焼尻字西浦（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
西1号沢川（Ⅱ－52－0290）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
苫前郡羽幌町大字焼尻字西浦（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
苫前古丹別（Ⅰ－5－96－2313）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
苫前郡苫前町字古丹別（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
苫前力昼1（Ⅱ－5－98－1679）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
苫前郡苫前町字力昼（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
加藤の沢川（Ⅱ－52－0400）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
苫前郡苫前町字旭（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
天谷の沢右の沢川（Ⅰ－52－0510）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
苫前郡苫前町字力昼（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

（「次の図」は省略し、その図面を留萌振興局留萌建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第213号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年3月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
羽幌豊崎1（Ⅰ－5－108－2325）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
苫前郡羽幌町大字焼尻字豊崎（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
羽幌豊崎2（Ⅰ－5－109－2326）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
苫前郡羽幌町大字焼尻字豊崎（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羽幌朝日1（Ⅱ－5－130－1711） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 苫前郡羽幌町字朝日、字中央（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羽幌朝日3（Ⅱ－5－132－1713） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 苫前郡羽幌町字朝日（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羽幌港町5丁目1（Ⅱ－5－133－1714） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 苫前郡羽幌町港町5丁目、港町6丁目、幸町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羽幌幸町（Ⅲ－5－22－596） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 苫前郡羽幌町幸町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号	羽幌港町5丁目2（Ⅲ－5－23－597） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 苫前郡羽幌町港町4丁目、港町5丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 豊崎2号沢川（Ⅰ－52－0240） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 苫前郡羽幌町大字焼尻字豊崎（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 苫前古丹別2（Ⅰ－5－94－2311） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 苫前郡苫前町字古丹別（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 苫前古丹別3（Ⅰ－5－95－2312） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 苫前郡苫前町字古丹別（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 苫前力昼2（Ⅱ－5－99－1680） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 苫前郡苫前町字力昼（次の図のとおり）
--	--

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 苦前力昼3（Ⅱ－5－100－1681） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 苦前郡苦前町字力昼（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 苦前力昼4（Ⅱ－5－101－1682） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 苦前郡苦前町字力昼（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 苦前力昼5（Ⅱ－5－102－1683） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 苦前郡苦前町字力昼（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 苦前力昼11（Ⅱ－5－106－1687） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 苦前郡苦前町字力昼（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	次の図のとおり 16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 苦前力昼12（Ⅱ－5－107－1688） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 苦前郡苦前町字力昼（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 苦前天谷の沢(1)（Ⅱ－5－108－1689） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 苦前郡苦前町字力昼（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 苦前天谷の沢(2)（Ⅱ－5－109－1690） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 苦前郡苦前町字力昼（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 苦前上平1（Ⅱ－5－110－1691） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 苦前郡苦前町字力昼（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 苦前上平2（Ⅱ－5－111－1692）
--	--

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 苫前郡苫前町字上平、字力昼（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 苫前上平3（Ⅱ－5－112－1693） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 苫前郡苫前町字上平、字力昼（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 苫前上平4（Ⅱ－5－113－1694） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 苫前郡苫前町字上平（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 苫前上平5（Ⅱ－5－114－1695） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 苫前郡苫前町字上平（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 24(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 苫前上平6（Ⅱ－5－115－1696） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 苫前郡苫前町字上平（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 25(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 苫前古丹別1（Ⅱ－5－116－1697） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 苫前郡苫前町字古丹別（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 26(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 苫前古丹別4（Ⅱ－5－117－1698） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 苫前郡苫前町字古丹別（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 27(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 苫前古丹別5（Ⅱ－5－118－1699） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 苫前郡苫前町字古丹別（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 28(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 苫前染泊1（Ⅱ－5－119－1700） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 苫前郡苫前町字三豊、字香川（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり
--	---

- 29(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
 苫前染泊2（Ⅱ－5－120－1701）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 苫前郡苫前町字三豊（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
 次の図のとおり
- 30(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
 苫前染泊3（Ⅱ－5－121－1702）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 苫前郡苫前町字三豊（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
 次の図のとおり
- 31(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
 苫前染泊4（Ⅱ－5－122－1703）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 苫前郡苫前町字三豊、字香川（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
 次の図のとおり
- 32(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
 興津の沢川（Ⅱ－52－0350）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 苫前郡苫前町字昭和（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
 次の図のとおり
- 33(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
 中昭和2の沢川（Ⅱ－52－0370）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 苫前郡苫前町字昭和（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
 次の図のとおり
- 34(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
 古丹別小学校の沢川（Ⅱ－52－0440）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 苫前郡苫前町字古丹別（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
 次の図のとおり
- 35(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
 古丹別右の沢川（Ⅰ－52－0450）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 苫前郡苫前町字古丹別（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
 次の図のとおり
- 36(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
 古丹別中の沢川（Ⅰ－52－0460）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 苫前郡苫前町字古丹別（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
 次の図のとおり
- 37(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
 天谷の沢右の沢左支川（Ⅰ－52－0520）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 苫前郡苫前町字力昼（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を留萌振興局留萌建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第214号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成30年3月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | |
|-------------------|---|
| 1(1) 施 行 者 の 名 称 | 札幌市 |
| (2) 都市計画事業の種類及び名称 | 札幌圏都市計画道路事業（3・4・54号宮の森・北24条通及び3・3・6号西5丁目・樽川通） |
| (3) 事業施行期間 | 平成14年7月30日から平成34年3月31日まで |
| (4) 事業地（収用の部分） | 変更なし |
| 2(1) 施 行 者 の 名 称 | 札幌市 |
| (2) 都市計画事業の種類及び名称 | 札幌圏都市計画道路事業（3・4・80号清田通） |
| (3) 事業施行期間 | 平成24年7月13日から平成32年3月31日まで |
| (4) 事業地（収用の部分） | 変更なし |
| 3(1) 施 行 者 の 名 称 | 札幌市 |
| (2) 都市計画事業の種類及び名称 | 札幌圏都市計画道路事業（3・6・81号厚別川左岸通、3・2・39号南郷通及び3・4・41号東北通） |
| (3) 事業施行期間 | 平成24年8月31日から平成31年3月31日まで |
| (4) 事業地（収用の部分） | 変更なし |
| 4(1) 施 行 者 の 名 称 | 札幌市 |
| (2) 都市計画事業の種類及び名称 | 札幌圏都市計画道路事業（3・4・8号北8条通） |
| (3) 事業施行期間 | 平成16年5月28日から平成31年3月31日まで |
| (4) 事業地（収用の部分） | 変更なし |
| 5(1) 施 行 者 の 名 称 | 稚内市 |
| (2) 都市計画事業の種類及び名称 | 稚内都市計画道路事業（3・4・16号緑・富岡環状通、3・3・3号開運通及び3・4・10号栄通） |
| (3) 事業施行期間 | 平成24年5月15日から平成32年3月31日まで |
| (4) 事業地（収用の部分） | 変更なし |
| 6(1) 施 行 者 の 名 称 | 旭川市 |
| (2) 都市計画事業の種類及び名称 | 旭川圏都市計画道路事業（3・3・19号一番通） |

- | | |
|----------------|--------------------------|
| (3) 事業施行期間 | 平成20年8月19日から平成31年3月31日まで |
| (4) 事業地（収用の部分） | 変更なし |
| (使用の部分) | 変更なし |

北海道告示第215号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

平成30年3月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 2 売りさばき人の項目高信用金庫の事項中「同 大通支店」を削り、同項あさひかわ農業協同組合の事項中「同 江丹別支所」を削る。

総合振興局告示及び振興局告示

北海道上川総合振興局告示第54号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成30年3月16日

北海道上川総合振興局長 渡 辺 明 彦

- 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単位及び1枚当たりの単価）及び数量
複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。） 一式
- | | |
|---------|------------------|
| (1) その1 | 1台及び1月当たり13,200枚 |
| (2) その2 | 1台及び1月当たり18,500枚 |
| (3) その4 | 1台及び1月当たり20,600枚 |
| (4) その5 | 1台及び1月当たり28,700枚 |
| (5) その6 | 1台及び1月当たり13,400枚 |
- 2 落札を決定した日
平成30年3月1日
- 3 落札者の氏名及び住所
- | | |
|------------------|-----------------------------------|
| (1) 1の(1)から(4)まで | ア 氏 名 株式会社大江商店 |
| | イ 住 所 旭川市7条通15丁目左1号 |
| (2) 1の(5) | ア 氏 名 株式会社N o . 1 |
| | イ 住 所 東京都千代田区内幸町1丁目5番2号内幸町平和ビル19F |

4 落札金額 (1) 基本料金 0円 複写料金 1.38円 (2) 基本料金 0円 複写料金 0.95円 (3) 基本料金 0円 複写料金 0.91円 (4) 基本料金 0円 複写料金 0.72円 (5) 基本料金 5,200円 複写料金 0.71円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成30年1月30日付け北海道上川総合振興局告示第6号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道上川総合振興局総務課 (2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号	(2) 資 格 後志管内道立学校で使用する電力の需給契約に関する資格 (以下「資格」という。) (3) 物 品 等 の 種 類 電力 2 資 格 要 件 平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。 (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。 (2) 供給開始日から送電をすることが可能であること。 (3) 資格審査の申請をする日の直前1年間に、高圧（6,000ボルト以上）電力で、1件の契約電力が50キロワット以上の電力契約実績があること。 (4) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第34条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。 3 資格要件の特例 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、2の(3)に掲げる資格要件にあっては、当該組合の組合員が締結した契約を含む。
道 教 育 庁 教 育 局 告 示	
北海道教育庁後志教育局告示第23号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 平成30年3月16日 北海道教育庁後志教育局長 原 光 宏 1 資格及び調達をする特定役務の種類 平成30年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 平成30年3月16日に一般競争入札の公告を行う後志管内道立学校で使用する電力需給契約	
4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法 (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成30年3月16日（金）から同年4月13日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。 (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。 なお、北海道教育庁後志教育局のホームページ（http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/sbk/nyuusatsujiyouhou.htm）においてダウンロードすることができる。 (3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失 平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。 6 資格に関する事務を担当する組織	

- (1) 名 称 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室
(2) 所 在 地 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北 1 条東 2 丁目
(3) 電 話 番 号 0136-23-1979

北海道教育庁後志教育局告示第24号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年 3 月16日

北海道教育庁後志教育局長 原 光 宏

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

ア 後志管内道立学校で使用する電力

(ア) 基本料金（契約電力 1 kW 当たりの単価） 16校17か所 合計 1,362kW

(イ) 電力量料金（使用電力量 1 kWh 当たりの単価） 16校17か所 合計
3,426,189kWh

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 平成30年 4 月 1 日から平成31年 6 月30日まで。ただし、共和高等学校は平成31年 3 月31日までとする。

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

平成30年北海道教育庁後志教育局告示第23号に規定する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 虻田郡倶知安町北 1 条東 2 丁目 北海道後志合同庁舎 3 階 1 号会議室（送付による場合は、郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北 1 条東 2 丁目 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室）

(2) 入 札 日 時 平成30年 4 月26日（木）午前10時（送付による場合は、同月 25 日（水）午後 5 時までには必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の 1 の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 3 に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁後志教育局のホームページ（<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/sbk/nyuusatsujyouhou.htm>）においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（銭単位の単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第 151 条第 1 項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札総価額（各入札金額（銭単位の単価）に予定数量を乗じて得た額。）が最低である者を落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の 4 の(2)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた価格（銭単位の単価）を記載すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室

イ 所 在 地 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北 1 条東 2 丁目

ウ 電 話 番 号 0136-23-1979

10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity to be used in shiribeshi Prefectural School

a A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 1,362 kW

b A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 3,426,189 kWh

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., April 26, 2018

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., April 25, 2018)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Shiribeshi District Bureau of Education, Office of Education, kita 1-jo Higashi 2-chome, Kutchan-cho, Abuta-gun, Hokkaido 044-8544 Japan

Phone : 0136-23-1979																																																																																																																															
道 監 査 委 員 公 表																																																																																																																															
監査公表第4号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した平成27年度に係る財政的援助団体等の監査の結果に基づき講じた措置について、同条第12項の規定により、知事から通知があったので、次のとおり公表する。 （「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供する。） 平成30年3月16日 北海道監査委員 長 尾 信 秀 北海道監査委員 須 田 靖 子 北海道監査委員 東 陽 一 北海道監査委員 紺 谷 ゆみ子																																																																																																																															
道 公 安 委 員 会 規 則																																																																																																																															
北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成30年3月16日 北海道公安委員会委員長 宇都宮 輝 夫 北海道公安委員会規則第1号 北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則 北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則（昭和32年北海道公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。 別表を次のように改める。 別表 <table><tr><th rowspan="2">区 分 組織別</th><th colspan="5">警 察 官</th><th rowspan="2">警察官以外 の職員</th><th rowspan="2">合 計</th></tr><tr><th>警 視</th><th>警 部</th><th>警部補及び 巡査部長</th><th>巡 査</th><th>計</th></tr><tr><td>北海道警察本部</td><td>168</td><td>252</td><td>1,239</td><td>484</td><td>2,143</td><td>563</td><td>2,706</td></tr><tr><td>札幌市警察部</td><td>(2)</td><td>(8)</td><td>(11)</td><td></td><td>(21)</td><td>(6)</td><td>(27)</td></tr><tr><td>サイバーセキュリティ 対 策 本 部</td><td>2</td><td>3</td><td>10</td><td></td><td>15</td><td>2</td><td>17</td></tr></table>								区 分 組織別	警 察 官					警察官以外 の職員	合 計	警 視	警 部	警部補及び 巡査部長	巡 査	計	北海道警察本部	168	252	1,239	484	2,143	563	2,706	札幌市警察部	(2)	(8)	(11)		(21)	(6)	(27)	サイバーセキュリティ 対 策 本 部	2	3	10		15	2	17																																																																																			
区 分 組織別	警 察 官					警察官以外 の職員	合 計																																																																																																																								
	警 視	警 部	警部補及び 巡査部長	巡 査	計																																																																																																																										
北海道警察本部	168	252	1,239	484	2,143	563	2,706																																																																																																																								
札幌市警察部	(2)	(8)	(11)		(21)	(6)	(27)																																																																																																																								
サイバーセキュリティ 対 策 本 部	2	3	10		15	2	17																																																																																																																								
<table><tr><td>北海道警察学校</td><td>12</td><td>14</td><td>48</td><td>270</td><td>344</td><td>29</td><td>373</td></tr><tr><td>札幌方面警察署</td><td>102</td><td>218</td><td>2,331</td><td>1,556</td><td>4,207</td><td>245</td><td>4,452</td></tr><tr><td>計</td><td>284</td><td>487</td><td>3,628</td><td>2,310</td><td>6,709</td><td>839</td><td>7,548</td></tr><tr><td rowspan="3">函館方面</td><td>本 部</td><td>19</td><td>41</td><td>149</td><td>47</td><td>256</td><td>315</td></tr><tr><td>警察署</td><td>22</td><td>39</td><td>398</td><td>201</td><td>660</td><td>703</td></tr><tr><td>計</td><td>41</td><td>80</td><td>547</td><td>248</td><td>916</td><td>1,018</td></tr><tr><td rowspan="3">旭川方面</td><td>本 部</td><td>19</td><td>41</td><td>162</td><td>53</td><td>275</td><td>339</td></tr><tr><td>警察署</td><td>29</td><td>62</td><td>581</td><td>283</td><td>955</td><td>1,026</td></tr><tr><td>計</td><td>48</td><td>103</td><td>743</td><td>336</td><td>1,230</td><td>1,365</td></tr><tr><td rowspan="3">釧路方面</td><td>本 部</td><td>23</td><td>44</td><td>184</td><td>48</td><td>299</td><td>363</td></tr><tr><td>警察署</td><td>24</td><td>48</td><td>525</td><td>291</td><td>888</td><td>948</td></tr><tr><td>計</td><td>47</td><td>92</td><td>709</td><td>339</td><td>1,187</td><td>1,311</td></tr><tr><td rowspan="3">北見方面</td><td>本 部</td><td>17</td><td>33</td><td>105</td><td>19</td><td>174</td><td>222</td></tr><tr><td>警察署</td><td>15</td><td>29</td><td>254</td><td>120</td><td>418</td><td>448</td></tr><tr><td>計</td><td>32</td><td>62</td><td>359</td><td>139</td><td>592</td><td>670</td></tr><tr><td>合 計</td><td>452</td><td>824</td><td>5,986</td><td>3,372</td><td>10,634</td><td>1,278</td><td>11,912</td></tr></table> 注1 警察教養施設において、新任者として訓練中の者の定員は、北海道警察学校に含める。 2 札幌市警察部の定員は、兼任制のため内数による再掲である。 附 則 この規則は、平成30年4月1日から施行する。 道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成30年3月16日 北海道公安委員会委員長 宇都宮 輝 夫 北海道公安委員会規則第2号 道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則 道路交通法の規定に基づく講習に関する規則（平成元年北海道公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。 第17条第1項中「及び警察本部長が指定する安全運転教室」を「若しくは安全運転教室又は警察署若しくはその管轄区域内のその他の場所」に改める。 第36条の3第1項中「指定教習所等」を「安全運転学校又は指定教習所等」に改める。 第36条の9第1項中「又は警察本部長が指定する安全運転教室」を「若しくは安全運転教室又は警察署若しくはその管轄区域内のその他の場所」に改める。								北海道警察学校	12	14	48	270	344	29	373	札幌方面警察署	102	218	2,331	1,556	4,207	245	4,452	計	284	487	3,628	2,310	6,709	839	7,548	函館方面	本 部	19	41	149	47	256	315	警察署	22	39	398	201	660	703	計	41	80	547	248	916	1,018	旭川方面	本 部	19	41	162	53	275	339	警察署	29	62	581	283	955	1,026	計	48	103	743	336	1,230	1,365	釧路方面	本 部	23	44	184	48	299	363	警察署	24	48	525	291	888	948	計	47	92	709	339	1,187	1,311	北見方面	本 部	17	33	105	19	174	222	警察署	15	29	254	120	418	448	計	32	62	359	139	592	670	合 計	452	824	5,986	3,372	10,634	1,278	11,912
北海道警察学校	12	14	48	270	344	29	373																																																																																																																								
札幌方面警察署	102	218	2,331	1,556	4,207	245	4,452																																																																																																																								
計	284	487	3,628	2,310	6,709	839	7,548																																																																																																																								
函館方面	本 部	19	41	149	47	256	315																																																																																																																								
	警察署	22	39	398	201	660	703																																																																																																																								
	計	41	80	547	248	916	1,018																																																																																																																								
旭川方面	本 部	19	41	162	53	275	339																																																																																																																								
	警察署	29	62	581	283	955	1,026																																																																																																																								
	計	48	103	743	336	1,230	1,365																																																																																																																								
釧路方面	本 部	23	44	184	48	299	363																																																																																																																								
	警察署	24	48	525	291	888	948																																																																																																																								
	計	47	92	709	339	1,187	1,311																																																																																																																								
北見方面	本 部	17	33	105	19	174	222																																																																																																																								
	警察署	15	29	254	120	418	448																																																																																																																								
	計	32	62	359	139	592	670																																																																																																																								
合 計	452	824	5,986	3,372	10,634	1,278	11,912																																																																																																																								

第36条の18中「規定する講習」の次に「（講習規則第2条第1項第1号の表1の項又は同条第1項第2号の表1の項に定める基準に適合するものに限る。）」を加える。

第36条の19を次のように改める。

第36条の19 削除

第36条の20第1項中「簡易講習については」及び「、シニア運転者講習については2時間以上」を削り、同条第2項を削る。

第36条の22中「及び道路」を削る。

第36条の24第1項中「提出しなければならない」を「提出するとともに、講習規則第2条第1項第1号の表1の項に規定するチャレンジ講習受講結果確認書を提示しなければならない」に改め、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とする。

別記様式第10号の10中

講習区分	☐ 簡易講習
	☐ シニア運転者講習
備考	

を

備考	
----	--

に改め、同様式注中2の事項を削り、3の事項を2の事項とする。

附 則

- この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- この規則施行の際現にこの規則による改正前の道路交通法の規定に基づく講習に関する規則に基づき作成された様式用紙に残部のある場合は、当分の間これを使用することができる。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第141号

昭和43年北海道警察本部告示第23号（交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区）の一部を次のように改正し、平成30年3月16日から施行する。ただし、別表札幌方面俱知安警察署の部の改正規定（蘭越の項に係る部分及び目名の項を削る部分に限る。）は同

年3月19日から、同表札幌方面千歳警察署の部の改正規定は同年4月1日から施行する。
平成30年3月16日

北海道警察本部長 和田 昭 夫

別表札幌方面千歳警察署の部恵庭の項所管区の欄を次のように改める。

恵庭市有明町、駒場町、中島町及び美咲野の1丁目から6丁目まで、大町、幸町、桜町、白樺町及び文京町の1丁目から4丁目まで、柏木町及び北柏木町の1丁目から5丁目まで、柏陽町1丁目から4丁目まで（2丁目欠）、恵み野里見1丁目及び2丁目並びに漁町、泉町、恵南、柏木町、恵央町、桜森、島松沢、盤尻、牧場及び本町

別表札幌方面千歳警察署の部恵庭の項の次に次のように加える。

恵庭駅前		同 相生町 1番地30	同 黄金北及び住吉町の1丁目から4丁目まで、黄金中央及び和光町の1丁目から5丁目まで、黄金南1丁目から7丁目まで、福住町1丁目から3丁目まで、緑町1丁目及び2丁目並びに相生町、京町、栄恵町、新町、末広町及び戸磯
------	--	----------------	---

別表札幌方面千歳警察署の部恵み野の項所管区の欄を次のように改める。

同 恵み野北及び恵み野東の1丁目から7丁目まで、恵み野西1丁目から6丁目まで、恵み野南1丁目から4丁目まで並びに漁太、春日、上山口、北島、下島松の一部（南17号以北）、中央、中島松（西4線以西の南17号以南を除く。）、林田、穂栄及び南島松（西4線以西の道道600号島松恵庭線以北を除く。）

別表札幌方面俱知安警察署の部駅前項から昆布の項までを次のように改める。

			虻田郡俱知安町北1条西、北1条東、北2条西、北2条東、北5条西、北5条東、南1条西、南1条東、南2条西、南6条西及び南8条東の1丁目から3丁目まで、北3条
--	--	--	---

駅 前			虻田郡倶知安町北3条西4丁目3番地5	西、北4条西、南3条西及び南4条西の1丁目から4丁目まで、北3条東、北4条東、北6条東及び北7条東の1丁目から11丁目まで、北6条西及び南6条東の1丁目から5丁目まで、北7条西1丁目から6丁目まで、南2条東、南8条西、南9条西及び南10条東の1丁目及び2丁目、南3条東及び南4条東の1丁目から7丁目まで、南5条西、南5条東、南7条西、南7条東、南9条東、南10条西、南11条西及び南11条東の1丁目並びに字旭、字岩雄登、字岩尾別、字樺山、字琴平（西8号琴平末広線以東の北2線琴平八幡線以北及び西9号線以東の北3線琴平八幡線以北を除く。）、字高砂、字高嶺、字峠下、字花園、字比羅夫、字富士見及び字山田
		寒 別	同 字寒別679番地1	同 字出雲、字寒別、字琴平の一部（西8号琴平末広線以東の北2線琴平八幡線以北及び西9号線以東の北3線琴平八幡線以北）、字末広、字高見、字巽、字豊岡、字扶桑、字瑞穂、字緑、字八幡、字大和及び字山梨
		ニセコ	同 ニセコ町字本通105番地1	同 ニセコ町字有島、字絹丘、字黒川、字近藤、字里見、字曾我、字中央通、字峠、字富川、字豊里、字ニセコ、字東山、字福井、字富士見、字本通、字宮田、字元町及び字羊蹄
		真 狩	同 真狩村字真狩29番地24	同 真狩村
		蘭 越	磯谷郡蘭越町蘭越228番地	磯谷郡蘭越町目名町及び蘭越町並びに字相生、字旭台、字鮎川、字大谷、字貝川、字上目名、字栄、字讃岐、字清水、字田下、字富岡、字豊国、字新見、字三笠、字水上及び字淀川
		昆 布	同 昆布町373番地10	同 昆布町、字川上、字黄金、字立川、字日出及び字湯里並びに虻田郡ニセコ町字桂台及び字西富

別表札幌方面倶知安警察署の部目名の項を削り、同部港の項及び喜茂別の項を次のように改める。

		港	同 港町1436番地2	同 名駒町及び港町並びに字御成、字上里、字共栄、字初田、字三和及び字吉国
		喜茂別	虻田郡喜茂別町字喜茂別290番地の3	虻田郡喜茂別町字相川、字川上、字喜茂別、字栄、字尻別、字知来別、字比羅岡、字福島、字伏見及び字留産

北海道警察本部告示第142号

特定任意高齢者講習等実施規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月16日

北海道警察本部長 和 田 昭 夫

特定任意高齢者講習等実施規程等の一部を改正する規程

（特定任意高齢者講習等実施規程の一部改正）

第1条 特定任意高齢者講習等実施規程（平成14年北海道警察本部告示第99号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「。以下「講習規則」という。」を削り、「及び第2号に掲げる表の」を「の表1の項又は同条第1項第2号の表1の項に掲げる」に改め、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とする。

第5条第1項各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる表に定める」を「別表1の」に改め、同項各号及び同条第2項を削る。

第7条を次のように改める。

（受講者の人数）

第7条 受講者の人数は、受講者の保有する運転免許の種類に応じた自動車等の区分ごとに、1グループ1人の講習指導員（以下「指導員」という。）に対し、自動車等の運転について必要な適性に関する調査で運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく指導（別表1において「運転適性検査器材による指導」という。）にあっては受講者3人以内を、双方向型講義にあっては受講者6人以内を、それぞれ基準とするものとする。

第8条各号列記以外の部分中「並びに運転適性検査用紙のほか、次に掲げるとおり」を「、運転適性検査用紙、夜間視力の変化を測定する検査器並びに水平方向の視野の範囲を測定する検査器」に改め、同条各号を削る。

第9条を削る。

第10条第1項中「別記様式第2号。以下」を「別記様式第1号。次項において」に改め、同条を第9条とする。

第11条第1項中「別記様式第3号」を「別記様式第2号」に、「受入れ限度数」を「受入限度数」に、「ちょう付させて」を「貼付させて」に改め、同条第2項中「法」を「道

路交通法（昭和35年法律第105号）」に改め、同条を第10条とする。

第12条を第11条とする。

第13条第1項中「第36条の24第3項」を「第36条の24第2項」に改め、同条を第12条とする。

第14条第2項中「別記様式第4号。以下」を「別記様式第3号。次条において」に改め、同条を第13条とする。

第15条を第14条とする。

第16条を削り、第16条の2を第15条とし、第17条を第16条とする。

第18条第1項中「別記様式第5号」を「別記様式第4号」に、「別記様式第6号」を「別記様式第5号」に改め、同条第2項中「別記様式第7号」を「別記様式第6号」に改め、同条を第17条とする。

第19条第1項各号列記以外の部分中「備付け」を「備え付け」に改め、同項第1号中「別記様式第8号」を「別記様式第7号」に改め、同条を第18条とする。

第20条中「別表4」を「別表2」に改め、同条を第19条とする。

第21条を第20条とする。

第22条第1項中「別表5」を「別表3」に改め、同条第2項中「講習車両」を「実車走行に使用する車両」に、「を表示しなければならない」を「（別記様式第8号）を掲示しなければならない」に改め、同条第3項中「別表6」を「別表4」に改め、同条を第21条とする。

第22条の2の見出しを「（実車走行に使用する車両の特例）」に改め、同条中「特定後写鏡条件」を「特定後写鏡等条件（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第23条第1項の表聴力の項第2号に規定する特定後写鏡等を使用すべきこととする条件をいう。）」に、「特定後写鏡を」を「当該特定後写鏡等を」に改め、同条を第22条とする。

第28条を次のように改める。

（講習実施上の留意事項）

第28条 指導員は、講習を実施するに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- （1）実車走行を行う前には、受講者の緊張をほぐすため準備運動を行わせるなど、講習中の事故防止について配慮すること。
- （2）受講者がペーパードライバーであっても、講習の進行を適切に行って講習を終了させること。

別表1中

「

簡易講習実施基準				
講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間

」

を

「

特定任意高齢者講習実施基準				
講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間

」

に改める。

別表1の2から別表3の2までを削る。

別表4中「第20条関係」を「第19条関係」に改め、同表を別表2とする。

別表5中「第22条関係」を「第21条関係」に改め、同表を別表3とする。

別表6中「第22条関係」を「第21条関係」に改め、同表を別表4とする。

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号（第9条関係）

特定任意高齢者講習実施計画書							
年 月 日							
公安委員会 殿				(受託者) 所在地 氏名又は名称			
道路交通法の規定に基づく講習に関する規則第7章の5の規定による特定任意高齢者講習を次のとおり実施することとしたので、承認願いたく計画書を提出します。							
講習実施期間				講習場所数		講習予定人員	
年 月～ 年 月				箇所		人	
番号	講習場所	講習実施曜日	講習体制			責任者	
			講習指導員数	夜間	操作		視野
		第 曜日					
		第 曜日					
		第 曜日					
		第 曜日					
		第 曜日					
		第 曜日					
		第 曜日					
		第 曜日					
		第 曜日					

		第 曜 日					
		第 曜 日					
		第 曜 日					
		第 曜 日					

注1 「夜間」は夜間視力検査器、「操作」は運転操作検査器、「視野」は視野検査器をいう。

2 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第1号の2から別記様式第2号までを削る。

別記様式第3号中「第11条関係」を「第10条関係」に、

「 特定任意高齢者講習受講者名簿（ ）講習）

性別	講習予約受付日	受講確認	講習終了証明書発行	
			番号	取扱者印

「 特定任意高齢者講習受講者名簿

性別	講習予約受付日	受講確認	講習終了証明書発行	
			番号	取扱者印

式注1の事項を削り、注2の事項を注の事項とし、同様式を別記様式第2号とする。

別記様式第4号中「第14条関係」を「第13条関係」に改め、同様式を別記様式第3号とする。

別記様式第5号中「第18条関係」を「第17条関係」に、

「 特定任意高齢者講習業務日誌（ ）講習）

特定任意高齢者講習業務日誌

受講人員	予 約 人 員 受 講 人 員 欠 講 人 員		名 名 () 名 名 名	
	普 通 車 大 型 二 輪 車 普 通 二 輪 車 原 動 機 付 自 転 車 そ の 他 運転シミュレーター		台 台 台 台 台 台	

受講人員	予 約 人 員 受 講 人 員 欠 講 人 員		名 名 () 名 名 名	
------	-------------------------------	--	------------------	--

に改め、同様式注1の事項を削り、2の事項を1の事項とし、3の事項を2の事項とし、同様式を別記様式第4号とする。

別記様式第6号中「第18条関係」を「第17条関係」に、

「 特定任意高齢者講習実施結果報告書（ ）講習）

特定任意高齢者講習実施結果報告書

に改め、同様式注1の事項を削り、2の事項を1の事項とし、3の事項を2の事項とし、同様式を別記様式第5号とする。

別記様式第7号中「第18条関係」を「第17条関係」に、

「 特定任意高齢者講習実施結果総括報告書（ ）講習）

を

「

特定任意高齢者講習実施結果総括報告書

」

に改め、同様式注中 1 の事項を削り、2 の事項を 1 の事項とし、3 の事項を 2 の事項とし、同様式を別記様式第 6 号とする。

別記様式第 8 号中「第 19 条関係」を「第 18 条関係」に、

「

特定任意高齢者講習指導員名簿（簡易・シニア運転者）

」

を

「

特定任意高齢者講習指導員名簿

」

に改め、同様式中注 1 の事項を削り、注 2 の事項を注の事項とし、同様式を別記様式第 7 号とし、同様式の次に次の 1 様式を加える。

別記様式第 8 号（第 21 条関係）



注 1 金属、木その他の材料を用い、使用に十分耐えるものとする。

2 文字の色彩は黒色、地の色彩は白色とする。

3 「講習中」の文字の大きさは縦及び横 8.0 センチメートルとし、文字の線の太さは 1.0 センチメートルとする。

4 二輪車及び原付車については、縮小して用いることができる。

別記様式第 10 号及び別記様式第 11 号中「第 22 条関係」を「第 21 条関係」に改める。

（違反者講習実施規程の一部改正）

第 2 条 違反者講習実施規程（平成 10 年北海道警察本部告示第 87 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項を次のように改める。

規則第 36 条の 9 第 1 項に規定する講習の会場は、講習の効果及び受講者の利便を考慮して設定するものとする。

別表 6 を削る。

（停止処分者講習実施規程の一部改正）

第 3 条 停止処分者講習実施規程（平成 10 年北海道警察本部告示第 88 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項を次のように改める。

規則第 17 条第 1 項に規定する講習の会場は、講習の効果及び受講者の利便を考慮して設定するものとする。

別表 5 を削る。

附 則

1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程施行の際現に第 1 条の規定による改正前の特定任意高齢者講習等実施規程の規定に基づき作成された様式用紙に残部のある場合は、当分の間これを使用することができる。